

26桂水第 113 号

平成26年6月17日

桂川町監査委員 武井 秀樹 様

桂川町監査委員 神崎 はな子 様

桂川町水道事業

桂川町長 井上 利一

5月例月現金出納検査の指摘事項について（回答）

このことについて、別紙の通り回答いたします。

5月例月現金出納検査水道課指摘事項への回答  
(平成26年5月28日(水)、29日(木)、30日(金))

《指摘事項》

1. 不納欠損に係る決裁手続きについて

(回答)

本件については、監査からご指摘をいただいた不納欠損190,040円の伝票決裁を含む事務取扱については、桂川町水道事業事務決裁規程に財務に関する水道課長の専決事項が定められておりますが、本件(不納欠損)の支出科目である1款 水道事業費用 3項 特別損失 1目 過年度損益修正損 1節 過年度損益修正損については、水道課長の専決事項との定めはなく、本来は町長決裁を受けるべき内容だったと深く反省すると同時に、不適切な事務だったと認識をいたしたところです。改善策といたしまして、未決裁だった関係書類については早急に町長決裁をいただくと同時に、再発防止のため会計システムの決裁権者識別プログラムの変更及び精査を行うことと併せて、既存のコンピューターシステム等に依存するだけではなく、人的な精査の徹底に努めていきます。今後は、水道課全員の共通認識として関係法規や条例等の順守に努めながら、事務の精度と職員の資質向上に努力していきたいと思います。

2. 固定資産除却費に係る決裁手続きについて

(回答)

本件につきましても、本町水道事業事務決裁規程に水道課長の専決事項として定められているのは、監査のご指摘とおり資産減耗費として10万円未満となっています。このことは、指摘事項1と同様に例規等に対する認識不足だと大いに反省しているところです。また、本件に対する対応といたしましては、町長決裁を速やかに頂くと共に、今後、この様なことの無い様に事務の精査に努めると同時に、既設のコンピューターシステムのプログラム設定内容についても検証し必要に応じて改善を図ります。